

○総務省令第百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同項第一号中「複数の電波」を「複数電波」に改め、同条第二項中「携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）の無線設備」を「対象無線設備」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「当該無線設備」を「当該対象無線設備」に改め、「電波」の下に「（対象無線設備又は同一の筐体に

収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）」を加え、同項第一号中「平均電力」を「対象無線設備から発射される電波の平均電力（複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数電波の平均電力の和に相当する電力）」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。